第二百八十七条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外、」を「ほか、」に改める。
第二百八十八条、第二百九十九条第一項、第三百十七条の四第一項、第三百十七条の七第一項、第三百二十一条の八の三第一項、第三百二十一条の九第一項、第三百二十四条第一項、第三項及び第五項並びに第三百二十八条の十六第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第三百三十二条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「外、」を「ほか、」に改める。
第三百三十三条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外、」を「ほか、」に改める。
第三百三十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第三百三十四条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外、」を「ほか、」に改める。
第三百三十五条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外、」を「ほか、」に改める。
第三百三十六条及び第三百八十五条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第三百九十五条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外、」を「ほか、」に改める。
第三百九十七条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外、」を「ほか、」に改める。
第四百二十六条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第四百二十六条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第四百六十条第一項及び第三項、第四百六十三条の八第一項及び第三項、第四百六十三条の九第一項、第四百六十三条の十、第四百六十三条の二十八第一項及び第三項、第四百六十三条の三十、第四百七十一条第一項、第四百七十八条第一項、第二項及び第四項、第四百八十五条の四第一項及び第三項、第四百八十五条の五第一項並びに第四百八十五条の六中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第五百二十六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外、」を「ほか、」に改める。
第五百三十条第一項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第五百四十二条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「外、」を「ほか、」に改める。
第五百四十三条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外、」を「ほか、」に改める。
第五百四十四条、第五百八十九条第一項、第六百四条第一項及び第三項、第六百十四条第一項及び第三項、第六百十五条第一項並びに第六百十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第六百七十五条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外、」を「ほか、」に改める。
第六百八十二条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外、」を「ほか、」に改める。
第六百九十一条第一項、第二項及び第四項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第六百九十六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「外、」を「ほか、」に改める。
第六百九十七条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外、」を「ほか、」に改める。
第六百九十七条の二、第七百条の六十七第一項及び第三項、第七百条の六十八の二、第七百一条の六第一項並びに第七百一条の七第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第七百一条の十九第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第七百一条の二十第一項、第七百一条の二十一、第七百一条の三十六第一項、第七百一条の五十三第一項、第七百一条の五十六第一項及び第三項、第七百一条の六十六第一項及び第三項、第七百一条の六十七第一項並びに第七百一条の六十八中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第七百八条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外、」を「ほか、」に改める。
第七百十五条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外、」を「ほか、」に改める。
第七百二十四条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項及び第四項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第七百二十九条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「外、」を「ほか、」に改める。
第七百三十条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外、」を「ほか、」に改める。
第七百三十三条の二、第七百三十三条の五第一項、第七百三十三条の十一第一項、第七百三十三条の二十一第一項、第二項及び第四項、第七百三十三条の二十五第一項及び第三項、第七百三十三条の二十六第一項、第七百三十九条の六第一項及び第三項から第五項までの規定、第八百条、附則第五条の四第十三項並びに附則第六十三条第四項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（地方公務員法の一部改正）

第百五十九条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。
第十六条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第六十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第六十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四号を次のように改める。
四　何人たるを問わず、第三十七条第一項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、唆し、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者
第六十二条の二を削る。
第六十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正）

第百六十条　鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。
第五十九条中「懲役」を「拘禁刑」に、「一万円」を「二万円」に改める。
第六十一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第六十三条中「五千円」を「二万円」に改める。
第六十四条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「五千円」を「二万円」に改める。

（行政書士法の一部改正）

第百六十一条　行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。
第二条の二第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第二十条の二から第二十一条までの規定及び第二十二条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（有線電気通信法の一部改正）

第百六十二条　有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。
第十三条第一項並びに第十四条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第十五条中「送り」を「送り、」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第十六条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第百六十三条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。
第百十一条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第百四十六条の二及び第百四十六条の三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。